

IMES DISCUSSION PAPER SERIES

米国統一商事法典第9編の改正について
債権譲渡に係る対抗要件の自動的具備の問題を中心に

鈴木淳人

Discussion Paper No. 99-J-2

IMES

INSTITUTE FOR MONETARY AND ECONOMIC STUDIES

BANK OF JAPAN

日本銀行金融研究所

〒100-8630 東京中央郵便局私書箱 203 号

備考： 日本銀行金融研究所ディスカッション・ペーパー・シリーズは、金融研究所スタッフおよび外部研究者による研究成果をとりまとめたもので、学界、研究機関等、関連する方々から幅広くコメントを頂戴することを意図している。ただし、論文の内容や意見は、執筆者個人に属し、日本銀行あるいは金融研究所の公式見解を示すものではない。

米国統一商事法典第9編の改正について
債権譲渡に係る対抗要件の自動的具備の問題を中心に

鈴木 淳人*

要 旨

本稿は、改正作業の最終段階に至っている米国統一商事法典(Uniform Commercial Code: UCC)第9編について、債権流動化、特に債権譲渡の第三者対抗要件に関する改正点を中心に整理・紹介するものである。

改正第9編は、その適用範囲を約束手形の売買や、わが国金融機関の証書貸付に該当する「支払無体財産」の売買にまで広げた上で、売買の成立と同時に自動的に第三者対抗要件が具備されるルールを導入している。こうした改正によって、現在は各州のコモン・ロー等によって規律されている二重譲受人間の優劣関係などの取扱いが、UCCの下で明確かつ統一的なものとなり、債権流動化、特に債権譲渡の迅速性をもたらし、また法的安定性向上に寄与するものと期待されている。

わが国においても、債権譲渡に係る第三者対抗要件の在り方を考えるに当たり、米国では第三者対抗要件を日本ほど決定的に重要なものとして考えていなかったなど日米間の伝統的な考え方の相違や、日本の既存の法制度との整合性などを十分に考慮した上で、上記のようなUCC第9編の改正点等を踏まえた議論を行うことは有益であろう。

キーワード：UCC第9編、担保法、債権流動化、証券化

JEL classification: K19

* 日本銀行金融研究所研究第2課(E-mail: atsuto.suzuki@boj.or.jp)

本稿の作成に当たっては、UCC第9編起草委員会の共同議長を務める Charles W. Mooney, Jr.教授(ペンシルバニア大学)、同委員会の委員である Donald J. Rapson 客員教授(コロンビア大学)、沖野眞己助教授(学習院大学法学部)および佐藤正謙弁護士(森綜合法律事務所)から貴重な指導・助言を頂いた。もっとも、本稿のあり得べき誤りは全て筆者に属することは言うまでもない。

目次

1 . はじめに	1
2 . 現行第9編における第三者対抗要件の考え方.....	1
(1) 「売買」と「担保権設定」の区別.....	2
(2) 担保財産.....	2
(3) 担保権の成立と第三者対抗要件の具備の区別.....	4
(4) 第三者対抗要件具備の方法.....	4
(5) 優劣決定基準.....	5
3 . 改正第9編における第三者対抗要件の考え方.....	7
(1) 概要.....	7
(2) 証券(約束手形).....	8
イ. 背景.....	8
ロ. 改正第9編における考え方.....	10
ハ. 小括.....	12
(3) 支払無体財産.....	12
イ. 背景.....	12
ロ. 改正第9編における考え方.....	13
ハ. 小括.....	14
(4) 売掛債権.....	14
(5) 総括.....	15
4 . 日本法へのインプリケーション.....	16
<参考文献>	

1. はじめに

米国統一商事法典(Uniform Commercial Code、以下 UCC)第 9 編はその改正作業の最終段階に至っている¹。既にわが国でも、UCC 第 9 編の多岐に亘る改正点を紹介した文献がみられる²ものの、それらも 98 年入り後の改正提案や議論の動向を十分カバーしてはいない。ところが、UCC 第 9 編の改正作業は、その最終段階に至り、債権流動化を巡って、金融機関の貸付債権を譲渡する際の第三者対抗要件が自動的に具備されるという画期的な改正案が提言されたことで、急展開をみている。本稿の目的は、こうした UCC 第 9 編改正を巡る最新の動向を整理・紹介することである。さらに、それを踏まえて、日本法に対する何らかの示唆を導くことができるのか若干の検討を加えている。

そこで以下では、現行 UCC 第 9 編における第三者対抗要件の考え方を整理した(2.)後、UCC 第 9 編の主要改正点を担保財産(collateral)ごとに整理した上で、紹介・解説する(3.)。そして最後に日本法へのインプリケーションを探る(4.)。

2. 現行第 9 編における第三者対抗要件の考え方³

UCC 第 9 編は、債権を担保として移転する「担保権(security interests)設定」のルールを規定しているばかりでなく、一部債権の売買(sales)のルールも規定しており、そうした意味において、UCC 第 9 編は米国の債権譲渡一般を規律する法律である。

¹ 本稿は、98 年 7 月の National Conference of Commissioners on Uniform State Laws (統一州法委員全国会議) 年次総会に提出・承認された UCC 第 9 編改正案に依拠している。このため、99 年初に各州の立法機関に送付される予定の最終版および Official Comments については十分な検討は行っていないものの、最終版は上記改正案から大きく変更されることはないとみられている。なお、改正第 9 編は、2001 年 7 月 1 日より各州において施行されることが目標となっている。

なお、過去の改正案等については、インターネットホームページ <http://www.law.upenn.edu/library/ulc/ulc.htm> において閲覧可能である。

² UCC 第 9 編の改正動向全般については、角[1998]や弥永[1998]、牧野[1997]参照。ただし、これらでは、発表の時期の関係から、本稿で詳説している約束手形(promissory notes)や支払無体財産(payment intangibles)の売買に係る対抗要件の自動的な具備という、直近の制度導入に関する議論は十分に反映されていない。

³ 角[1994]、佐藤[1995]、Honnold[1992]参照。

現行 UCC 第 9 編は、債権譲渡の第三者対抗要件や優劣決定基準について、以下のとおり規定している。

(1) 「売買」と「担保権設定」の区別

UCC 第 9 編は原則として「担保権設定」を適用範囲にしているが、後ほど定義する売掛債権(accounts)および動産抵当証券(chattel paper)については、それらの「売買」にも第 9 編が適用されている⁴。逆に、証券(instruments)および一般無体財産(general intangibles)の「売買」には現行第 9 編は適用されず⁵、その第三者対抗要件の問題は各州のコモン・ロー等⁶によって規律されていたため、明確性、統一性を欠いていた。

(2) 担保財産

UCC 第 9 編は、担保財産(collateral)を複数の種類に分類している。最も典型的な担保財産は物品(goods)であろうが、債権流動化の対象資産となり得るのは、主として 売掛債権(accounts)、 動産抵当証券(chattel paper)、 証券(instruments)、 一般無体財産(general intangibles)の 4 種類であろう。

売掛債権(accounts)とは、「それが既発生であるか否かにかかわらず、売却

⁴ 現行 9-102 条(1)(b) (以下、断りがない場合は、UCC の条文番号を表す)。これは、売掛債権や動産抵当証券に関する商業金融においては、「担保権設定」と「売買」の区別が困難なためと説明されている(現行 9-102 条 Official Comment 2)。

⁵ 証券(instruments)の「売買」が現行第 9 編の適用範囲外であることについて、債権流動化に関する代表的なテキストであっても混乱が生じている。例えば、「第 9 編では占有(possession)によって証券の『売買』が対抗要件を具備(perfect)する」という記述がみられるが、占有によって対抗要件を具備(perfect)するのは、あくまでも「担保権設定」である。

⁶ 債権譲渡における競合譲受人間の優劣に関するコモン・ロー上の考え方として、イングリッシュ・ルール、 ニューヨーク・ルール、そして マサチューセッツ・ルールの 3 つがあるとされている(角[1996b]参照)。

イングリッシュ・ルールにおいては、譲渡の先後にかかわらず、先に債務者に譲渡の通知をした譲受人が優先する。

ニューヨーク・ルールにおいては、債務者に対する譲渡の通知の先後にかかわらず、先に譲渡を受けた者が優先する。

マサチューセッツ・ルールにおいては、後続譲受人が、先行譲渡について、善意で、かつ、それについて知る理由がなく、(a)債務者から支払等、債権の満足を受けたとき、(b)債務者に対して判決を得たとき、(c)更改によって債務者と新たな契約を締結したとき、または、(d)債権譲渡を表すものとして、もしくは、その証拠として通常授受される書面の占有を得たとき、には後続譲受人が優先する。

もしくは賃貸された物品(goods)または提供された役務に対する支払請求権(right to payment)であって、証券(instruments)または動産抵当証券(chattel paper)に表象されていないもの」と定義される⁷。具体例としては、物品の売掛債権やサービスの提供に係る報酬支払請求権等が挙げられる。

動産抵当証券(chattel paper)とは、「金銭債務(monetary obligation)と、特定の物品上の担保権または賃借権との双方を証する書面」と定義される⁸。具体例としては、自動車ローンや割賦販売契約書等が挙げられる。

証券(instruments)とは、「(i) 3-104 条において定義される)流通証券(negotiable instruments)⁹または(ii)金銭支払を請求する権利を証するその他の書面であって、担保契約書(security agreement)でも賃貸借証書(lease)でもなく、営業の通常の過程において(in ordinary course of business)、引渡(delivery) - 必要な場合には裏書(indorsement)または譲渡証書を伴う(assignment) - によって移転されるもの」と定義される¹⁰。具体例としては、為替手形、小切手や約束手形が挙げられる。なお、わが国の証券取引法で規定される有価証券である株券や社債券などは、異なるカテゴリーである投資資産(investment property)に分類されており、ここでいう証券(instruments)には含まれないことに注意する必要がある。

一般無体財産(general intangibles)とは、「物品、売掛債権、動産抵当証券、権原証券(documents)、証券、……および金銭以外のすべての動産(personal property)」と定義される¹¹。具体例としては、証券や動産抵当証券に表象されていないローン債権や知的所有権等が該当する。

⁷ 現行 9-106 条。

⁸ 現行 9-105 条(1)(b)。

⁹ 3-104 条によれば、流通証券(negotiable instruments)であるためには、約束手形の振出人(maker)または為替手形の振出人(drawer)によって署名(sign)されていること、一定の金額(a fixed amount of money)を支払うべき旨の無条件(unconditional)の約束(promise)または委託(order)が含まれていること、一覽払(on demand)または確定日払(at a definite time)であること、および指図式(payable to order)または持参人払式(payable to bearer)であることが要求されている。

¹⁰ 現行 9-105 条(1)(i)。同条の前段が流通証券、後段が非流通証券である。

¹¹ 現行 9-106 条。なお、動産(personal property)は、債権や無体財産権も含むものであり、定義上、わが国の民法における動産より広い概念となっている。

(3) 担保権の成立と第三者対抗要件の具備の区別

担保権が成立する(attach)ためには、担保財産(collateral)が合意に基づいて担保権者(secured party)の占有下に移されていること、または、担保権設定者が担保財産の記載を含む担保契約書(security agreement)に署名していること、担保権者が担保権設定者に対して、貸出実行などの対価(value)を与えていること、および担保権設定者が担保財産に対して権利を有していたこと、の3つの要件が満たされる必要がある¹²。

担保権は成立さえしていれば、担保権設定者に対して強制可能(enforceable)であるが、競合第三者との関係は不安定である。そこで、第三者に対する優先権を確保するためには、第三者対抗要件を具備する(perfect)必要がある¹³。第三者対抗要件具備の方法は、担保財産(collateral)の種類に応じて異なっている。

(4) 第三者対抗要件具備の方法

現行 UCC 第 9 編は、第三者対抗要件として、貸付証書(financing statement)の登録(filing)¹⁴または担保財産の占有(possession)¹⁵を要求しているが¹⁶、対抗要件具備の方法は担保財産の種類によって異なっている。現行第 9 編の対抗要件具備の方法を整理すると下表のとおりである。

¹² 現行 9-203 条(1)。

¹³ 角教授を始めとする多くの研究者が繰り返し述べているように、UCC 第 9 編における perfect(ion)という用語は、もともと「ある特定の担保目的物について、可能な限り最大の保護を取得すること」という意味を有し、必ずしも日本法における対抗要件という用語に完全には対応しないものの、本稿では便宜的に「対抗要件」との訳語を充てることとする。

¹⁴ 現行 9-302 条(1)等。

¹⁵ 現行 9-304 条(1)、9-305 条。

¹⁶ 他に、代金が支払われるまでの間、未払代金につき売主が売買の目的物の上に有する担保権については、登録がなくても自動的に対抗要件が認められるという、消費者物品上の売買代金担保権(purchase money security interests)に対する自動的な対抗要件具備(automatic perfection)や、一時的な対抗要件の具備(temporary perfection)なども認められているものの、債権流動化との関わりは深くないので本稿では取り上げない。

< 現行第9編の適用範囲および第三者対抗要件具備の方法 >

	売買	担保権設定
売掛債権 (accounts)	登録	
動産抵当証券 (chattel paper)	登録 占有	
証券 (instruments)	(対象外)	占有
一般無体財産 (general intangibles)	(対象外)	登録

(5) 優劣決定基準

以下では、対抗要件を具備していない担保権者(unperfected secured creditor)、対抗要件を具備した担保権者(perfected secured creditor)、そしてリーエン債権者(lien creditor)、の3者間の優劣関係を明らかにする。なお、担保権者には、定義上、売掛債権および動産抵当証券の購入者が含まれる¹⁷。

リーエン債権者とは、「仮差押え(attachment)、差押え(levy)などによってリーエン(先取特権)を取得した債権者」であり、「破産管財人(trustee in bankruptcy)は破産の申請(filing of the petition)がなされたときから、エクイティー上の管財人(receiver in equity)は任命されたときから、リーエン債権者となる」とされている¹⁸。つまり、担保権者が破産管財人に対抗できるか否かは、担保権者とリーエン債権者との間の優劣という問題として論じられる¹⁹。

対抗要件を具備していない担保権者(unperfected secured creditor)は、対抗要

¹⁷ 現行 1-201 条(37)。ただし、現行第9編の対象となっていない証券および一般無体財産の購入者は含まれない。

¹⁸ 現行 9-301 条(3)。

¹⁹ Bankruptcy Code (11 U.S.C. §544(a))。もっとも、金融機関の貸付債権の流動化において、債権の売却者たる原債権者が預金保険制度加盟銀行(insured banks)の場合には、連邦破産法は適用されず(11 U.S.C. §109(b))、連邦預金保険公社(Federal Deposit Insurance Corporation: FDIC)が管財人(receiver)として破綻処理を行う(12 U.S.C. §1821(c))。FDIC はエクイティー上の管財人に該当し、定義上、エクイティー上の管財人(receiver in equity)はリーエン債権者であることから(現行 UCC9-301 条(3))、対抗要件を具備しない購入者に優先すると解釈されているようである(現行 UCC9-301 条(1)(b))。

件を具備した担保権者に対しても²⁰、リーエン債権者に対しても劣後する²¹。

対抗要件を具備していない担保権者間の優劣は、先に担保権が成立(attach)した方が優先する²²。

対抗要件を具備した担保権者(perfected secured creditor)とリーエン債権者の優劣は、原則として、担保権の対抗要件が具備された(perfect)時点と、リーエン債権者となった時点の先後によって決定される²³。

ともに対抗要件を具備した担保権者間の優劣は、原則として、担保権の対抗要件を具備した時点の先後によって決定される²⁴。

²⁰ 現行 9-301 条(1)(a)。

²¹ 現行 9-301 条(1)(b)。

²² 現行 9-312 条(5)(b)。

²³ 現行 9-301 条(1)(b)。対抗要件を具備した担保権者は、その後にリーエン債権者となった者に対して優先するが、それは担保権者が担保権設定者に対して実行した貸出のうち、以下の範囲のものに限られている。リーエン債権が発生する前または発生してから 45 日以内に実行された貸出、リーエンの存在を知らずに実行された貸出、またはリーエンの存在を知らずに結ばれた約束(commitment)に従って実行された貸出（現行 9-301 条(4)）。

²⁴ 現行 9-312 条(5)(a)。下記（例 1）を参照。ただし、下記（例 2）にみるように、担保権の登録が、貸出実行に先立って行われている場合、貸出実行後においては優劣関係を決定する基準時点は、当初の登録の時点まで遡るものとされている。こうした仕組みは、first-to-file-or-perfect-rule と呼ばれている。

（例 1）1 月 1 日に A が貸出実行、2 月 1 日に B が貸出実行、3 月 1 日に B が担保権設定を登録、4 月 1 日に A が担保権設定を登録した場合。B は 3 月 1 日に対抗要件を具備しているから、4 月 1 日に対抗要件を具備した A に対して優先する。

（例 2）UCC においては将来実行される貸出に備えて、予め担保権設定を登録することも可能であることから、1 月 1 日に A が担保権設定を登録、2 月 1 日に B が貸出実行、3 月 1 日に B が担保権設定を登録、4 月 1 日になって漸く A が貸出実行した場合。まず、3 月 15 日時点で、A、B の優劣を考えると、A は対抗要件を具備していない（担保の対抗要件を具備するためには、その前提として担保権が成立(attach)してはならないが、そのためにはそもそも貸出が実行されている必要がある）ことから、既に 3 月 1 日に対抗要件を具備している B に対して劣後する。しかし、4 月 15 日時点で考えると、両者ともに対抗要件を具備していることから、一転して、1 月 1 日に登録している A の方が、3 月 1 日に対抗要件を具備した B に対して優先する。このように、担保権者としては、既に他者によって当該担保財産について担保権設定の登録が行われていないか調査する必要性がある。

3. 改正第9編における第三者対抗要件の考え方

(1) 概要

改正第9編は、担保財産の種類に応じて対抗要件が異なることや、2.(5)で前述したような担保権者やリーエン債権者との優劣決定基準²⁵など、現行第9編の基本的な仕組みは維持しつつも、債権流動化等における債権譲渡取引の簡易迅速性や法的安定性の向上を企図して、以下にみるような重要な改正が行われている。その中でも、と は、債権流動化スキームにおける債権譲渡が「真正売買」(true sales)²⁶でないと認定されると、譲渡債権が原債権者の破産財団に組み込まれるリスクがあるとの前提の下、流動化スキームを貸付債権のSPV等への売買として構成するための法的手当てを行ったものである。

第9編の適用範囲を、証券(instruments)のうち約束手形(promissory notes)²⁷の売買(sales)にまで広げた²⁸上で、その売買の成立と同時に自動的に第三者対抗要件が具備されるルールを導入している²⁹。

一般無体財産(general intangibles)の中に、新たに支払無体財産(payment intangibles)³⁰という担保財産(collateral)のカテゴリーを設け、支払無体財産も

²⁵ 改正案 9-102 条(a)(52)、9-317 条、9-322 条。ただし、担保権設定の登録後、貸出実行前の担保権者と、リーエン債権者となった者との優劣関係について、現行第9編では、担保権が当初は成立(attach)しておらず、対抗要件も具備していない(unperfected)ことから、その後、貸出実行・担保権成立となっても、リーエン債権者が優先される旨規定されていたが、改正第9編では、担保権者が優先される旨規定されている(改正案 9-317 条(a)(2))。

²⁶ 仮に譲渡者の破産申請(filing of the petition)を受け、破産裁判所が流動化スキームにおける債権譲渡の「真正売買」(true sales)性を否定し、それが「貸出に伴う担保権設定」であると認定した場合、連邦破産法(Bankruptcy Code, 11 U.S.C. §362)に基づき、当該譲渡債権を巡る譲受者の権利行使は自動的停止(automatic stay)の対象となる。これは、譲渡債権が譲渡者の破産財団に属するものと判断されると、譲受者による個別的権利行使は自動的に禁止されるというものである。従って、流動化スキームの参加者とすれば、譲渡者の破産等から譲渡債権のキャッシュ・フローを保護するためには、債権譲渡が「真正売買」と認定されるスキームを構築する必要がある。

²⁷ 改正案 9-102 条(a)(65)。

²⁸ 改正案 9-109 条(a)(3)。

²⁹ 改正案 9-309 条(4)。

³⁰ 支払無体財産(payment intangibles)とは、「債務者(account debtor)の主たる債務が金銭債務(monetary obligation)である一般無体財産(general intangibles)」をいう(改正案 9-102 条(a)(61))。

売買の成立と同時に自動的に第三者対抗要件が具備されるルールを導入している³¹。

売掛債権(accounts)の定義を改正している³²。

動産抵当証券(chattel paper)の中に、新たに電子的動産抵当証券(electronic chattel paper)という担保財産のカテゴリーを設け、その売買または担保権設定に係る対抗要件を従来の占有に代え支配(control)としている³³。

以下では、債権流動化のための制度整備を主たる目的とした 、 、 について、それぞれ(2)、(3)、(4)で説明する。

(2) 証券(約束手形)

イ. 背景

証券(instruments)の売買(sales)を UCC 第9編の適用範囲に含めるべきであるとの議論は、改正案検討作業の最終段階において³⁴、Donald J. Rapson 教授が起草委員会(Drafting Committee)に宛てた書簡³⁵をきっかけに本格化したようである。Rapson 教授の指摘を整理すると以下のとおりである。

証券(instruments)に表象(evidence)されている債権(例えば、ホーム・エクイティ・ローン³⁶)は、その売買が現行第9編の適用範囲外である³⁷ものの、

³¹ 改正案 9-309 条(3)。

³² 改正案 9-102 条(a)(2)。

³³ 電子的動産抵当証券(electronic chattel paper)とは、「電子的媒体(electronic medium)に蓄積された情報(記録(record))によって表象されている動産抵当証券」と定義される(改正案 9-102(a)(31))。なお、電子的動産抵当証券に対する支配(control)の定義は改正案 9-105 条に規定されている。

³⁴ UCC 第9編改正の検討活動が1990年以来行われていたにもかかわらず、証券の売買を第9編の適用範囲に含めるべきかという重要な問題が手付かずになっていた理由は必ずしも明確ではないが、起草者が、(3)で詳述する支払無体財産の導入に関する議論に目を奪われていたことが1つの理由ではないかと想像される。

³⁵ Rapson[1998]参照。

³⁶ ホーム・エクイティ・ローンとは、主として住宅(土地・建物)に第2順位抵当権を設定し(第1順位抵当権は住宅ローン)、特に用途を限定しない消費者ローンのことである。

³⁷ 現行 9-102 条(1)(b)は、第9編は売掛債権(accounts)と動産抵当証券(chattel paper)の売買に適用される旨を明示していたが、それ以外の種類の担保財産の売買に適用される旨を明示している条文はない。

流動化の対象となり得る重要な資産である。

証券に化体した請求権 (the right to enforce the instruments)の帰属の問題と証券の所有権(ownership of the instruments)の帰属の問題は区別されるべきであり、前者には UCC 第 3 編が適用されるが、後者には適用されない³⁸。

従って、以下のような場合には、UCC 第 3 編は適用されず、各州のコモン・ロー等によって第 1 購入者と第 2 購入者との間の優劣関係を決定せざるを得ないことから、法律関係が不安定になる。

- (a)証券が二重に売買され、証券の占有が全く移転されなかった、すなわち売却者が引続き証券の占有を継続した³⁹場合。
- (b)証券が二重に売買され、第 1 購入者に対して証券の占有が移転されなかった一方、第 2 購入者に対しては占有が移転された場合において、
 - (i)当該証券が流通証券(negotiable instruments)でないとき、または、
 - (ii)流通証券であっても、第 2 購入者が正当な所持人(Holder in Due Course)⁴⁰に該当しないとき。

Rapson 教授により指摘された問題を審議すべく設立されたタスクフォース

³⁸ 具体例としては、持参人払式の小切手を盗取した X は、(a)証券に化体した請求権(the right to enforce the instruments)は手に入れるが、(b)証券の所有権(ownership of the instruments)は手に入れないとされている。一方、Y が Z に対して証券を売却する場合、証券の物理的な引渡をする代わりに、証券に対する全ての権利や所有権を移転する旨の契約を締結したとき、Z は(b)証券の所有権(ownership of the instruments)は手に入れているものの、(a)証券に化体した請求権(the right to enforce the instruments)は手に入れていないとされる。つまり、証券の所有権は、第 3 編に基づき証券に化体した請求権において証券が移転したか否かとは独立して、(コモン・ロー等における)物権法の原則(principles of the law of property)によって決定されるのである(3-203 条 Official Comment 1)。

³⁹ 例えば、オリジネーター(originator)がサービサー(servicer)として、引続き回収業務を行う場合や、ローン・パーティシペーションの場合にはこうした状況が発生し得る。

⁴⁰ 第 2 購入者が正当な所持人(Holder in Due Course)に該当すれば、第 2 購入者は第 1 購入者に優先する。

正当な所持人(Holder in Due Course)とは、「流通証券(negotiable instruments)の所持人であって、対価(value)を与えて、誠実に(in good faith)、支払期日が過ぎていたり(overdue)、不渡り(dishonored)とされていることを知らずに……、かつ、証券に関するいかなる者の抗弁(defense)も請求権(recoupment)も知らずに、証券を取得した者」である(3-302 条(a))。

(Article 3/9 Task Force)は、以下のような提言を行った⁴¹。

UCC 第9編は、全ての証券の売買に適用すべきである。これにより、証券の所有権の帰属の問題は、UCC 第9編により規律されることになる。

証券の売買は、成立と同時に自動的に第三者対抗要件が具備されるべきである⁴²。

二重譲渡等に見られる優劣関係は、原則として第三者対抗要件を具備した時点の先後により決定されるべきである。

こうした提言に対して、改正第9編の起草者は、「全ての証券の売買を第9編の適用範囲に含めることによって予測し得ない結果が生じる可能性があること」などを理由として、タスクフォースの提言の一部を取り入れるに止めた⁴³。

ロ．改正第9編における考え方

改正第9編は、証券の売買に関する第三者対抗要件を以下のとおり規定している。

全ての証券ではなく、証券のうち約束手形(promissory notes)の売買に限り、新たに第9編の適用範囲に含める⁴⁴。逆に、為替手形(drafts)など、約束手形以外の証券の売買には、これまで通り、第9編を適用しない⁴⁵。

約束手形(promissory notes)の売買は、その成立(attachment)と同時に自動的に第三者対抗要件を具備する⁴⁶。ここで、売買が成立するのは、売却者が売

⁴¹ Article 3/9 Task Force[1998]参照。

⁴² 対抗要件が「自動的に」具備されるとする理由は、以下のとおりである。第1に、実務上、対抗要件を具備しないのが慣行となっていること。改正案 9-309 条 Reporters Comment 4 参照。第2に、ローン・パーティシペーション等において、登録がないために弊害が生じた実例がないこと。Schwarcz[1995]参照。第3に、登録(filing)等の義務を課すことは、流動化スキーム参加者にとってコスト増加を招くこと。後述する支払無体財産についても同様の議論がされている。

⁴³ Harris[1998]参照。

⁴⁴ 改正案 9-109 条(a)(3)。

⁴⁵ 為替手形の売買が第9編の適用範囲外になったのは、改正案審議に係る時間制約の中、三者間取引という為替手形固有の複雑さのために不測の結果が生じることが漠然と危惧されたためであったようである。

⁴⁶ 改正案 9-309 条(4)。

買契約書に署名(authentication)等を行ったとき⁴⁷である。

二重譲渡等における優劣関係は、原則として、対抗要件を具備した時点の先後によって決定される。ただし、以下のように2つの例外が存在する。

(a)当該約束手形が、流通証券(negotiable instruments)である場合、正当な所持人(Holder in Due Course)⁴⁸である第2購入者は、占有以外の方法によって先に対抗要件を具備した正当な所持人でない第1購入者に対して優先される⁴⁹。

(b)当該約束手形が、流通証券であるか否かにかかわらず、第2購入者が、誠実に(in good faith)、かつ、その購入が第1購入者の権利を害することを知らないで(without knowledge)、対価(value)を与えて、その証券の占有を取得した場合、占有以外の方法によって先に対抗要件を具備した第1購入者に対して優先される⁵⁰。

約束手形のみならず全ての証券について、担保権(security interests)設定に係る対抗要件として、現行第9編が認めていた証券の占有(possession)⁵¹に加え、新たに登録(filing)を認めている⁵²。

⁴⁷ 改正案 9-203 条(b)。これは、担保権が成立する要件（脚注 12）と同一である。担保権(security interests)の定義には、「約束手形の購入者の権利(any interest of a buyer of a promissory note)」も含まれる（改正案 1-201 条(37)）。従って、売買も、担保権と同一の要件を満たした場合にのみ「attachment」する。

⁴⁸ 脚注 40 参照。

⁴⁹ 3-305 条。なお、「本（第 9）編は、流通証券の正当な所持人(Holder in Due Course)の権利を制限するものではない。上記の所持人は、その証券の取得以前に成立した担保権が対抗要件を具備しているときでも、これに対して優先する」（改正案 9-331 条(a)）。

⁵⁰ 改正案 9-330 条(d)。これに対し、第1購入者は、「既に購入済である」旨を証券面上に示す(legend)ことによって、第2購入者が善意で(without knowledge)購入したとの主張を破ることができる。

⁵¹ 現行 9-304 条(1)。

⁵² 改正案 9-312 条(a)。これは、膨大な数の証券が担保目的物となるような場合には、占有コスト、つまり対抗要件具備のためのコストが高くなるとの批判に対応したものである。この改正により、多数の証券を SPV に対して担保として移転する債権流動化スキームの法的安定性が確保される。すなわち、SPV への約束手形の譲渡を自動的に対抗要件を具備できる「売買」と構成していたにもかかわらず、破産裁判所によって「貸出に伴う担保権設定」と認定されてしまうリスク（「貸出に伴う担保権設定」では自動的に対抗要件は具備されない）があるからといって、個々の約束手形の占有を全て移転することはコスト的に困難である。そこで、登録であれば相対的に低コストで、対抗要件を具備することが可能となる。なお、登録を行ったことだけをもって、債権譲

自動的な対抗要件の具備を認める改正第9編の下では、特に第1購入者が約束手形の占有をそのまま売却者に容認している場合、約束手形を売買したことが公示されないことから、二重譲渡が発生する可能性は高まろう。これに対してUCCは、対抗要件を具備した時点の先後によって優劣関係が決定されるという原則に、前述の(a)正当な所持人(Holder in Due Course)の例外(流通証券の場合のみ)、または(b)善意(without knowledge)の例外を設けることによって、一定の条件を満たした第2購入者を保護している。

八．小括

従来、証券(instruments)の売買の対抗要件については、UCC第3編、現行第9編のいずれも適用されず、各州のコモン・ロー等によって規律されていたため、その取扱いが不明確で不統一であるという問題があった。これに対し、改正第9編が、一定の証券(約束手形(promissory notes))の売買を明確にその適用範囲内に位置付けて、さらに売買の成立と同時に自動的に対抗要件を具備するルールを導入したことによって、関係当事者間の優劣関係に関する取扱いが、UCCの下での明確かつ統一的なものとなることが期待されている。

(3) 支払無体財産

イ．背景

92年12月の研究委員会報告⁵³が以下の点を指摘したことから、「支払無体財産(payment intangibles)」のカテゴリーを新設する必要性が唱えられるようになった。

第9編の適用範囲から一般無体財産(general intangibles)の売買が除外されていることによって生じる問題を解決するために、第9編の適用範囲をそのまま拡大すべきである⁵⁴。

渡の法律構成を「売買」ではなく「貸出に伴う担保権設定」と認定することはない旨規定されている(改正案9-505条(b))。

⁵³ Permanent Editorial Board for the Uniform Commercial Code[1992]参照。

⁵⁴ 一般無体財産の売買にまで、第9編の適用範囲を拡大すべきとする論拠は、一般無体財産の売買については、譲受人は各州のコモン・ロー等に従って対抗要件を具備しなければならないが、こうしたコモン・ローは必ずしも明確ではないこと、一般無体財産についても、「担保権設定」と「売買」を区別することは困難であること、売掛債権、動産抵当証券、証券、一般無体財産のどれに分類すべきか困難な場合があること、設定者が担保財産を支配するような担保権設定は、法律

もっとも、例えば著作権や特許権、商標権といった知的所有権の売買は第9編の適用除外とすべきである⁵⁵ので、第9編の適用範囲は「支払請求権(right to payment)を構成する」一般無体財産や「弁済期の到来した、または到来する金銭に関する(for money due or to become due)」一般無体財産の売買に限るべきである。

ローン・パーティシペーション⁵⁶等の債権売買に第9編の「登録」義務を課すことは回避すべきである⁵⁷。

ロ．改正第9編における考え方

改正第9編は、一般無体財産の売買に関する対抗要件を以下のとおり規定している。

一般無体財産の内訳項目として、支払無体財産(payment intangibles)という担保財産のカテゴリーを新設する。

上当然に詐害的であり無効であるとした *Benedict v. Ratner* 判決(268 U.S. 353, 45 S.Ct. 566 (1925))が適用される可能性があること、などである。角[1998]参照。

⁵⁵ なお、現行第9編(9-104条(a))および改正第9編(9-109条(c)(1))ともに、著作権法など連邦法が適用される範囲内においては、UCC第9編の適用は排除される旨規定されている。

⁵⁶ 米国における一般貸付債権流動化の法形式としては、ノベーション(更改(novation))、アサインメント(債権譲渡(assignment))、ローン・パーティシペーションの3形式が存在する。このうち、ローン・パーティシペーションとは、貸付債権に係る権利・義務関係を移転させずに、原貸付債権に係る経済的利益とリスクのみを原債権者から参加者に移転させるものである。

ローン・パーティシペーションの法的性格については、米国でもその解釈が確立している訳ではない。主要な考え方としては、リード・バンクによる債務者から元利息を受領する権利の売買と捉える説(売買説)、原債権を担保としたパーティシペーティング・バンクからリード・バンクへの貸出と捉える説(担保付貸出説)、リード・バンクを受託者、パーティシペーティング・バンクを委託者兼受益者とする信託が設定されたと捉える説(信託説)、パーティシペーティング・バンクからリード・バンクへの出資が行われたと捉える説(パートナーシップ説)等が存在する。その中でも、この「ローン・パーティシペーションとは、債務者によって支払われる元金・利息・手数料に対する不可分利益(undivided interest)の『売買』である」との解釈が主流となっている。このため、わが国において、そもそも原債権の譲渡を行わないため、第三者対抗要件の具備は問題とならないと理解されているローン・パーティシペーションについて、米国法上では、債権譲渡の第三者対抗要件具備を問題とすることに余り違和感がないようである。

⁵⁷ 脚注42参照。

支払無体財産の「売買」は、その成立と同時に自動的に第三者対抗要件を具備する⁵⁸。逆に、支払無体財産以外の一般無体財産の「売買」については、第9編の適用対象外であり、各州のコモン・ロー等によって規律される。

一般無体財産の「担保権設定」について、第三者対抗要件を具備するためには、引続き登録をしなければならない⁵⁹。

支払無体財産の売買についても、証券の売買と同様、その成立と同時に自動的に対抗要件を具備することを認める改正第9編の下では、売買が公示されないため、二重譲渡のリスクが高まろう。しかも、改正第9編は、証券の場合とは異なり、支払無体財産に関しては、善意の第2購入者を保護する規定を設けていない。このため、第2購入者は不法行為(torts)や債務不履行(breach of warranty)により売却者から損害賠償を請求するしかなく、売却者の信用リスクを第2購入者が負担することになる。改正第9編の起草者が善意の第2購入者を保護する規定を設けなかった背景には、債権譲渡ないし対抗要件具備を簡易迅速なものとするを優先させるべきとの政策判断があるようである。

八．小括

従来、金融機関の証書貸付債権を含む一般無体財産の売買には、現行第9編が適用されず、各州のコモン・ロー等によって規律されていたため、証券の売買と同様に、権利関係の法的安定性を欠いていた。これに対して、改正第9編が、支払無体財産という担保財産のカテゴリーを新設し、その売買成立と同時に対抗要件の具備を認めたことによって、関係当事者間の優劣関係が明確化した。これによって、特に金融機関による証書貸付債権の売買取引が簡易かつ迅速に行えるようになるため、前述した約束手形の売買における対抗要件の自動的な具備のルールとともに、金融機関の貸付債権流動化のための制度環境が整備されることになる。

(4) 売掛債権

改正第9編は、売掛債権(accounts)の売買および担保権設定について、現行第9編と同様、第三者対抗要件として登録を必要としている⁶⁰。一方、改正第9編では、現行第9編に比べて、売掛債権の定義が拡大され、クレジット・カー

⁵⁸ 改正案 9-309 条(3)。

⁵⁹ 改正案 9-310 条(a)。

⁶⁰ 改正案 9-310 条(a)。

ド債権を含むことが明定された⁶¹。クレジット・カード債権は、従来より流動化の対象として重要であったものの、現行第9編の下では、売掛債権、動産抵当証券、一般無体財産、または証券のいずれに属するのかが不明確であった⁶²が、第9編の改正によって、その分類が明確となっている⁶³。

(5) 総括

現行第9編と改正第9編の第三者対抗要件の仕組みを比較・整理すると下表のとおりである。

< 現行・改正第9編の適用範囲および第三者対抗要件具備の方法 >

	現行第9編		改正第9編		
	売買	担保権設定	売買	担保権設定	
売掛債権 (accounts)	登録		登録		
動産抵当証券 (chattel paper)	有形 (tangible)	登録 占有	登録 占有		
	電子的 (electronic)	(対象外)	登録 支配		
証券 (instruments)	約束手形 (promissory notes)	(対象外)	占有	自動的	登録 占有
	約束手形 「以外」			(対象外)	
一般無体財産 (general intangibles)	支払無体財産 (payment intangibles)	(対象外)	登録	自動的	登録
	支払無体財産 「以外」			(対象外)	

⁶¹ 改正案 9-102 条(a)(2)。

⁶² Sepinuck[1990]参照。

⁶³ クレジット・カード債権と現行第9編の関係等については、佐藤[1995]が詳しい。

4. 日本法へのインプリケーション

本稿で紹介した UCC 第 9 編の主要改正点の中でも、約束手形(promissory notes)と支払無体財産(payment intangibles)の売買の対抗要件がその成立と同時に自動的に具備されるとされた点が注目されよう。改正第 9 編の約束手形、支払無体財産は、わが国の法律の下では、それぞれ金融機関の貸付債権のうち、手形貸付、証書貸付に該当するものと考えられる⁶⁴。果たして、わが国においても、立法論として、改正 UCC 第 9 編と同様、金融機関の貸付債権の譲渡について、自動的な対抗要件の具備(automatic perfection)の考え方を導入することができるであろうか。

確かにわが国でも、債権流動化の拡大に資する制度整備の一環として、指名債権譲渡に係る第三者対抗要件を具備するための手続を簡素なものとするための立法による手当てが逐次行われてきている。すなわち、民法 467 条 2 項は、指名債権譲渡の第三者対抗要件として、「確定日付ある証書をもってする譲渡通知または承諾」を要求していたが、これに対して、93 年 6 月に、「特定債権等に係る事業の規制に関する法律」が施行され、リース・クレジット債権に関して、公告による第三者対抗要件具備が認められた。さらに、98 年 10 月には「債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律」が施行され、法人が金銭の支払を目的とする指名債権を譲渡する場合には、それを登記することによって第三者対抗要件を具備できる制度が採用されている⁶⁵。

⁶⁴ UCC 第 9 編を紹介する論文の中には、全ての金融機関貸付金が第 9 編における一般無体財産（改正第 9 編の下では支払無体財産）に該当するかのような記述もみられるが、手形貸付であれば、債務者が約束手形を振り出すことから「証券」に該当し、証書貸付であれば、「一般（支払）無体財産」に該当すると考えられる。

⁶⁵ 金融機関の一般貸付債権の流動化が認められた当初は、債務者の承諾が要求されていた（大蔵省銀行局長通達「金融機関の一般貸付債権の流動化について」平成 2 年 3 月 22 日蔵銀 521 号）ことから実際の利用は限られていた。その後、サイレント（事前承諾省略）方式による一般貸付債権流動化が認められたものの、同スキームにおいては原債権者たる売却銀行と購入銀行間の債権譲渡については対抗要件が具備されていない。

こうした第三者対抗要件具備に伴う煩雑さを解消するために、ローン・パーティシペーションが導入されている。わが国においても、ローン・パーティシペーション契約の法的性格に関して確立した解釈は存在しておらず、「原債権者が原債務者に対して保有する権利のうち元利金請求権のみについて、参加者が原債務者に対し直接的になら請求権を有しないこと等を条件として、原債権者から参加者に相対的に移転する原債権者と参加者間の無名契約」といった説明的な定義に落ち着かざるを得ないようである（山岸[1995]）。ローン・パーティシペーション契約においては、

もっとも、ここから対抗要件の簡素化をさらに進めて、対抗要件が自動的に具備されるルールをわが国に導入することの適否を検討するに当たっては、第三者対抗要件の位置付けが、日本法と米国法とで伝統的にかなり相違していたことを考慮する必要がある。米国では、UCC 制定前から各州コモン・ローにおいて、債権の二重譲渡時の譲受人間の優劣関係について対抗要件を問題とせず、ニューヨーク・ルールのように譲渡時点の先後で決定する州もあった⁶⁶。また、コモン・ロー上、差押債権者や破産管財人に対しては、差押えや破産に先行して債権譲渡を受けた者は、何ら手続を経ることなくその権利を主張することができる⁶⁷。このように、従来より、米国では、わが国と比べると、第三者対抗要件が債権譲渡を巡る利害関係者の法的地位の安定性を確保する上で、決定的な重要性を持っているとは必ずしも考えられていなかったようにも見受けられ、こうした事情を背景に自動的な対抗要件具備の仕組みを導入し易い素地が形成されていたとも考えられる。

また、ローン・パーティシペーションを債権売買と解釈していることに端的に表れるように、米国は債権譲渡に関して極めて実質的、機能的なアプローチを採用してきている⁶⁸。前述したように、元来 perfection の原義は「可能な限り最大の保護を取得すること」にあることを前提とすると、今回 UCC が登録などの形式に固執せず実質的に「最大の保護」を実現できるルールを導入することは、こうした米国法の機能的なアプローチに馴染むものなのであろう。

わが国においても、債権譲渡に係る第三者対抗要件の在り方を考えるに当たっては、以上のような日米両国の制定法、判例法の背後にある基礎的な考え方の違いを踏まえた上で、債権譲渡ないし対抗要件具備の簡易迅速性と、二重譲渡や破産・差押えに伴う紛争が生じた場合の関係者の権利義務関係の明確性と適切な調和を図る必要がある。自動的対抗要件具備のルールが日本の既存の法制度と整合的であるか否か、また、破産手続等における取扱いを如何にすべきか、対抗要件の公示機能をどう考えるのか、などについて十分に考慮した上

原債権者と債務者間の権利・義務関係は変化せず、債務者の承諾が法律上も事実上も必要ない点が最大の特徴となっているが、それは同時に参加者が、原債権者と債務者の二重のデフォルト・リスクを負っていることに他ならない。

⁶⁶ 脚注 6 参照。

⁶⁷ 角[1996a]。

⁶⁸ UCC 第 9 編に係る、より一般的な議論として、沖野[1998]を参照。

で⁶⁹、本稿で紹介した UCC 第 9 編の改正点等を踏まえた議論を行うことは有益であろう⁷⁰。

以 上

⁶⁹ 改正第 9 編では、売買される担保財産(collateral)の種類(例えば、支払無体財産)を基準に、自動的な対抗要件具備の可否が決定されることになっているが、例えば、売却者や購入者の属性(例えば、銀行間売買)などを基準とすることも理論的には可能であろう。この考え方は、第 9 編改正作業においても議論された。

⁷⁰ わが国においても、最近では、手形債権を SPV へ譲渡してそれを引当てとして ABCP を発行する手形債権流動化スキームが盛んに議論されている。

<参考文献>

- アメリカ統一商事法典研究会、「アメリカ統一商事法典の翻訳(4)、(5)」、『法学協会雑誌』第83巻第1号・第5号、有斐閣、1966
- 大野克人、「米国の証券化の現状について」、『金融研究』第15巻第2号、日本銀行金融研究所、1996
- 沖野眞己、「約定担保物権の意義と機能 UCC第9編の「効率性」に関する議論の素描」、『学習院大学法学会雑誌』第34巻第1号、学習院大学法学会、1998
- 角紀代恵、「アメリカ合衆国における債権譲渡と対抗要件 UCCファイル制度と本邦への導入可能性」、『ジュリスト』第1040号、有斐閣、1994
- 、「UCC登録制度の史的素描 新たな債権譲渡の対抗要件の構築のために」、『金融法務事情』第1448号、金融財政事情研究会、1996a
- 、「債権流動化と債権譲渡の対抗要件(1)、(2)、(3)、(4・完)」、『NBL』第595・597・598・599号、商事法務研究会、1996b
- 、「統一商事法典第9編の改正について」、『IMES Discussion Paper Series』No. 98-J-7、日本銀行金融研究所、1998
- 神田秀樹・能見善久、「債権流動化と債権譲渡の対抗要件」、『金融研究』第15巻第2号、日本銀行金融研究所、1996
- 金融制度調査会金融制度第二委員会、「金融機関の一般貸付債権の流動化について」、『第38回銀行局金融年報平成元年版』、金融財政事情研究会、1989
- 佐藤正謙、「金融資産の証券化に伴う実務上の問題点(1)~(6・完)」、『NBL』第568・571・573・574・576・578号、商事法務研究会、1995
- 永田雅也、『アメリカの動産担保権』、商事法務研究会、1986
- ブラッドフォード・ストーン(渋谷年史訳)、『アメリカ統一商法典』、木鐸社、1994
- 牧野和夫、「アメリカ統一商事法典(UCC)の大規模改訂作業の動きについて (5)第9章「動産担保取引」」、『国際商事法務』Vol. 25, No. 12、国際商事法研究会、1997
- 弥永真生、「海外金融法の動向 アメリカ」、『金融法研究』第14号、金融法学会、1998
- 山岸晃、「金融機関の貸出債権にかかるローン・パーティシペーションの取扱い」、『金融法務事情』第1423号、金融財政事情研究会、1995
- Aicher, Robert D., and William J. Fellerhoff, “Characterization of a Transfer of Receivables As a Sale or a Secured Loan Upon Bankruptcy of the Transferor”, *American Bankruptcy Law Journal*, Vol. 65, 1991, pp. 181-212.
- Article 3/9 Task Force, Memorandum to Article 9 Drafting Committee, “Inclusion of Sales of Instruments (Negotiable, Non-negotiable and Intangible) in Article 9, (Mar. 4, 1998)”, 1998
- Frankel, Tamar, “SECURITIZATION – Structured Financing, Financial Assets Pools, and Asset-Backed Securities– I, II”, 1991

